遠賀町農業委員会通信

第　22　号
令和6年4月10日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長　三原　高志

水活水張りR8まで

水田活用の直接支払交付金は、麦や大豆などの主食用米以外の作物を水田に作付けしている農家に対して支払われる交付金です。令和４年度の初めに交付対象となる水田が見直されました。

本交付金の対象となる水田について見直し後のルールと確認方法を以下の通り整理しました。

〇５年水張りルール

◆令和４年度から令和８年度までの５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降、交付対象水田から除外されます。また令和８年度までに水張りを行った後も、５年に一度ずつ継続して水張りを行わなければなりません。なお、一度対象から除外された農地は、その後水稲を作付けしても対象とはなりません。

◆水張りとは基本的には水稲作付を行うことです。水稲を作付しない農地は１か月以上たん水管理を行い、連作障害による収量低下が発生していない場合、水張りを行ったとみなします。

〇確認方法

◆水稲作付：毎年提出いただいている水稲生産実施計画書で確認します。

◆たん水管理：１か月以上たん水し、それがわかる写真を期間の初めと終わりそれぞれで１筆ごとに撮影してください。写真には年月日・農地の地番を記載し、いつどこの農地にたん水したかがわかるようにして、保管してください。必要に応じて提出を求める場合があります。

なお、たん水時期、水の深さの指定はありませんが、水稲作付けと同等のたん水管理を行っていただくことが基本となります。

◆たん水時期は２月に実施する営農計画届出書および６月に実施する水稲生産実施計画書に、その年にたん水を行う予定のたん水期間を記載してください。

※畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策等）は今回の水張りルールとは関係なく交付されます。

農業委員活動紹介

福岡県農業委員会研修大会

１月19日に福岡県農業委員会研修大会が開催されました。専門相談員が招かれ、地域計画づくりを円滑に進めていく上で「活発な意見交換ができる座談会」をつくるための会議の手法について、研修が行われました。

さらに、次の３つのことについて申し合わせ決議を行い、より一層農業委員会の取り組みを推進していくことを確認しました。

◇農地利用最適化の推進に関すること
◇農業者年金加入推進に関すること
◇「情報提供活動」の強化に関すること

また、毎年この日に合わせて遠賀町の農作物の豊作祈願のため宮地嶽神社を参拝しています。皆様の農業の発展について、ささやかながらお祈りしてきました。

中間・遠賀地区会研修大会

研修会・交流会にて知識を深める

２月９日に福岡県農業会議中間・遠賀地区会の研修会が開催されました。

九州農政局や北九州普及指導センターより講師を招き、「地域計画」と「目標地図」の策定や水田の水張りルール、温暖化の農業への影響について学びました。

また、意見交換会では中間市・遠賀郡内の農業委員のみなさんが、積極的に交流を深めました。

多くの方との情報交換が行われ、非常に有意義な研修となりました。

合同研修会の様子

「地域計画」話し合い始まっています

令和5年度より、地域の農地利用の将来像を定める「地域計画」策定の取組が始まりました。「地域計画」では地域の農業の現状、課題、将来像について、地域の皆さんの意見を集約し、10年後の農地の利用方針を定めた地図（＝目標地図）を作成します。

なお、「地域計画」の範囲に設定した農地は、各種補助事業や、農地転用、中間管理事業等の他制度と関連してきます。また、補助事業などの対象となるためには、その地区が「地域計画」を策定していることや申請者が目標地図に位置付けられていることが条件となる場合があります。一方で、「地域計画」に記載した農地を転用して農地以外の用途で利用する場合、先に「地域計画」を変更しなければなりません。「地域計画」の変更には2週間以上の公告が必要なため、「地域計画」に記載した農地の転用許可を受けるには、現在よりもさらに2か月程度の期間が必要となります。「地域計画」の策定では、そのような様々な他制度との関連性も考慮しつつ、話し合いを進めていきます。

遠賀町では、令和5年度に町内に農地を所有する地権者の方々に対して、農地の将来の利用意向を確認するアンケートを実施しました。その結果にもとづいて、先行して町内4地区において地域での話し合いの場を設け、目標地図を作成しています。

話し合いの場では、まず「地域計画」を定める範囲を設定するのですが、農地転用等の他制度への影響を考慮して、遠賀町では農業振興地域内農用地（青地）を「地域計画」の範囲としています。

ただし、話し合いの場では「地域計画」の範囲である農地だけでなく、それ以外の農地についても将来の耕作者について地域で考えていくために話し合いを行っています。

「地域計画」を策定することは話し合いのゴール地点ではなく、スタート地点です。計画を足掛かりにして、地域の農業のこれからについて地域で考えていくことが重要となってきます。

相続登記申請の義務化が開始

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

①基本的なルール

相続（遺言も含む）によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内に**相続登記の申請をしなければならない。

②遺産分割が成立した場合のルール

遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記をしなければならない。

※①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

※施行日前の相続でも、未登記であれば、義務化の対象となります（3年間の猶予期間あり）。

年数を重ねることで、相続登記は難しくなっていきますので、まだ農地の相続登記が済んでない場合は、早めに法務局にて手続きをお願いいたします。

詳細は、法務省民事局ホームページをご覧ください。⇓

不動産登記に関する手続きはこちら

福岡法務局八幡出張所

☎：093-641-7307

農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなで助け合う農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立てていき、額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることができます。

《保険料の額》

加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

次の要件を全てクリアしていれば加入資格があります。

□年間60日以上農業に従事
□国民年金の第1号被保険者
□年齢が20歳以上60歳未満

※詳しくは農業委員会事務局まで

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》

〈安田敏生委員〉　〈米田かおる委員〉